令和3年第4回茂原市教育委員会会議(3月定例会)日程

日時:令和3年3月24日(水)15時~

場所:茂原市役所9階901・902会議室

- 1. 開会宣言
- 2. 会議録署名人の指定
- 3. 会議事項

(議決事項)

- 議案第 1号 茂原市教育委員会規則で定める申請書等における押印の廃止に関す る規則の制定について
- 議案第 2号 茂原市教育委員会告示で定める申請書等における押印の廃止に関する 告示の制定について
- 議案第 3号 茂原市教育委員会訓令で定める申請書等における押印の廃止に関する 訓令の制定について
- 議案第 4号 茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 5号 茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規 則の制定について
- 議案第 6号 茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 7号 教育財産の用途廃止について
- 議案第 8号 茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 議案第 9号 茂原市史編さん委員会委員の委嘱について
- 議案第10号 第四次茂原市子ども読書活動推進計画の策定について
- 議案第11号 令和3年度茂原市の教育方針及び重点施策について

(報告事項)

- 1 茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について
- 2 教育長職務代理者の指名について
- 3 令和2年度定期監査の結果について
- 4 行事の共催、後援及び協賛について
- 5 令和3年第5回(4月定例会)及び第6回(5月定例会)茂原市教育委員会会議 の日程について
- 6 その他

4. 閉会宣言

(会議結果)

議決事項について、議案第1号から議案第11号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

令和3年第4回(定例会)

1 期日 令和3年3月24日(水)

開会 午後3時00分 閉会 午後3時50分

2 場所 茂原市役所 9 階会議室

3 出席委員

 教育長
 内田 達也

 教育長職務代理者
 安藤 明子

 委員
 高貫 裕一郎

 委員
 高仲 輝夫

 委員
 竹田 幸則

4 出席職員

 教育部長
 岩瀬 裕之

 教育部次長(教育総務課長)
 佐久間 尉介

 学校教育課長
 金澤 勤

 生涯学習課長
 渋木 千春

 体育課長
 片岡 弘一

 教育総務課長補佐
 川崎 弘道

 教育総務課総務係長
 小安 宏尚

5 署名人の指定

委員安藤 明子委員髙貫 裕一郎

6 傍聴人 0名

教育長

: ただいまから、令和3年第4回茂原市教育委員会会議(3月定例会)を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「安藤委員」と「髙貫委員」を指定いたします。 また本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の対応のため、会議に関係する担当課長のみの出席となっております。

これより会議事項に入ります。

本日は、議案が11件となっております。

それでは、議案第1号から議案第3号は、押印の廃止に関する議案のため、まとめて説明をお願いします。

教育部長

議案第1号「茂原市教育委員会規則で定める申請書等における押印の廃止に関する規則の制定について」、議案第2号「茂原市教育委員会告示で定める申請書等における押印の廃止に関する告示の制定について」、議案第3号「茂原市教育委員会訓令で定める申請書等における押印の廃止に関する訓令の制定について」につきましては、押印の廃止に関する規則等のため、まとめてご説明申し上げます

本案は、行政手続きの簡素化のため、必要な事項を定めようとするものです。現在、教育委員会が定める規則等に関係する手続きを行う際には、署名の他に押

印が必要となっているものが多数ありますが、各申請書等の押印を必要とする 箇所を削ることで手続きの簡素化を図ろうとするものでございます。

なお、この規則等は、令和3年4月1日からの施行となります。

教育長 : 議案第1号から議案第3号について質疑をお願いします。

(質疑なし)

教育長 : 議案第1号から議案第3号について採決に入ります。

議案第1号から議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ござい

ませんか。

各委員: 異議なし。

教育長 : 議案第1号から議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いた

しました。

次に、議案第4号「茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

の制定について」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第4号「茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定

について」ご説明申し上げます。

本案は、円滑な学校運営を図ること及び国民の祝日に関する法律の特例の施

行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

第19条の2第1項第1号において、学年始め休業日が規定されておりますが、新年度の学校運営のための準備期間が短いため、4月1日から4日の期間中に日曜日及び土曜日がある場合にあっては、4月5日と改めます。

また、国民の祝日に関する法律の特例により、令和3年度は、「スポーツの日」 が7月23日になることから、学期を附則において改めるものです。

なお、この規則は、令和3年4月1日からの施行となります。

教育長 : 議案第4号について質疑をお願いします。

(質疑なし)

教育長 : 議案第4号について採決に入ります。

議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員: 異議なし。

教育長 : 議案第4号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第5号「茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を

改正する規則の制定について」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第5号「茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正す

る規則の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、二宮小学校と緑ケ丘小学校の統合に伴い、所要の改正をするものでご

ざいます。

茂原市学校再編第一次実施計画に基づき、二宮小学校と緑ケ丘小学校が統合したことに伴い、緑ケ丘小学校の通学区域を新しい二宮小学校の通学区域として改めるものでございます。

なお、この規則は、令和3年4月1日からの施行となります。

教育長 : 議案第5号について質疑をお願いします。

(質疑なし)

教育長 : 議案第5号について採決に入ります。

- 議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

教育長 : 議案第5号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第6号「茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定につ

いて」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第6号「茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」

ご説明申し上げます。

本案は、豊岡幼稚園の閉園等に伴い、所要の改正をするものでございます。

「公立保育所・幼稚園整備計画」に基づき、茂原市立本納保育所及び茂原市立 豊岡幼稚園については、令和3年4月から民間に移管し、「公私連携幼保連携型認 定こども園ほのおかこども園」となることに伴い、第17条の表から豊岡幼稚園の 項を削ろうとするものでございます。

また、第18条の入園資格について、「別に定める幼稚園について」を「特に認

める場合」に、第19条の幼児の募集について、「公示」を「公表」へ改め、更に

、別記第9号様式において、出勤簿の様式を改めます。

なお、この規則は、令和3年4月1日からの施行となります。

教育長 : 議案第6号について質疑をお願いします。

(質疑なし)

教育長 : 議案第6号について採決に入ります。

議案第6号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

教育長 : 議案第6号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第7号「教育財産の用途廃止について」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第7号「教育財産の用途廃止について」ご説明いたします。

旧茂原市立中央学校給食共同調理場につきましては、「茂原市公共施設等総合管理計画」に基づいた施設の利活用に向けてのサウンディング型市場調査が既に企画政策課によって行われており、引き続き売却に係る二段階一般競争入札が実施されるため、敷地2,740.76㎡及び建物1,758.73㎡について、用途廃止し、

管財課に普通財産として引継ぐものです。

教育長 : 議案第7号について質疑をお願いします。

(質疑なし)

教育長 : 議案第7号について採決に入ります。

議案第7号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

教育長 議案第7号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第8号「茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」説明をお

願いします。

教育部長 議案第8号「茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げ

ます。

本案は、茂原市スポーツ推進審議会条例第3条及び第4条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、阿部道久氏ほか7名を再任し、委員として委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

教育長 議案第8号について質疑をお願いします。

(質疑なし)

教育長 議案第8号について採決に入ります。

議案第8号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 議案第8号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第9号「茂原市史編さん委員会委員の委嘱について」説明をお願

いします。

教育部長 議案第9号「茂原市史編さん委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げま

す。

本案は、茂原市史編さん委員会条例第3条及び第4条の規定に基づき、委員の 任期満了に伴い、小関悠一郎氏ほか7名を再任し、委員として委嘱するもので ございます。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日まででございます

教育長 議案第9号について質疑をお願いします。

(質疑なし)

教育長 議案第9号について採決に入ります。

議案第9号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 議案第9号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第10号「第四次茂原市子ども読書活動推進計画の策定について」

説明をお願いします。

教育部長 議案第10号「第四次茂原市子ども読書活動推進計画の策定について」ご説明

申し上げます。

茂原市子ども読書活動推進計画におきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成16年に、「第一次茂原市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動に対する諸施策を推進してまいりました。

本案は、令和2年度をもって第三次推進計画の期間が終了することに伴い、 更なる推進を図るために改訂を加え、「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」 を策定しようとするものであります。

計画の策定にあたりましては、1月の教育委員会会議において「第四次茂原市子ども読書活動推進計画(案)」についてご報告させていただき、2月1日から3月2日までパブリックコメントを実施いたしました。

いただいたご意見等につきまして3月11日に開催されました、第4回第四次茂原市子ども読書活動推進計画策定協議会において協議していただき、別紙のとおりとなりましたので、「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」の策定について承認をいただくものです。

なお、パブリックコメントの詳細につきましては、生涯学習課長から説明させます。

生涯学習課長

それではパブリックコメントの結果についてご説明申し上げます。

予定していただきましたご意見等を精査した結果、反映区分Aの計画に反映するものが2件、反映区分B、計画を実施する上で参考とするものが1件、反映区分D、その他の要望が9件、意見が4件となりました。

参考資料の2ページ、1番上にあります項目の欄が、意見などが寄せられた読書活動推進計画の項目を記載しております。下の欄、左側が寄せられた意見等の要旨でございまして、右側が寄せられた意見等に対する市の考え方を記載しております。16件のうち、反映区分Aの計画に反映する、反映区分Bの計画を実施する上で参考とするものについてご説明申し上げます。

2ページの番号4、3ページの番号5につきましては、読書活動推進計画の17ペ ージから19ページの3、学校における子どもの読書活動の推進の全般に対する ご意見で図書資料のデーターベース化を望む内容でございます。小学校図書館 における資料のデーターベース化につきましては、令和3年度に西小学校、中 の島小学校、本納小学校3校のデーターベース化を予定しており、ご意見につ きましては計画に反映するということでA反映といたしました。次に、資料6 ページ番号15でございます。読書活動推進計画の19ページ(3)学校図書館従 事者に対する研修の充実に対するご意見でございます。内容としましては、司 書教諭等に対する資質向上研修はありがたい。現場で実践できることを教えて いただきたく思う内容で、実際に研修する内容につきまして、ご意見を参考に していきたいと考えておりますので、区分はB参考とするとしました。全体を 見ていただきますと16件のご意見のうち、9件が現行の第三次茂原市子ども読 書活動推進計画のなかで取り組んでまいりました学校司書の配置に関するご意 見でございました。内容を見ますと学校司書を配置することにより、学校図書 館の運営が充実し児童を取り巻く読書環境が大きく改善されているということ がわかる内容でございます。今後も第四次茂原市子ども読書活動推進計画に基 づきまして、幼稚園、保育園、小中学校、市立図書館及び教育委員会が連携、 協力いたしまして子ども読書活動の推進に取り組んでまいります。

教育長 髙貫委員 議案第10号について質疑をお願いします。

7ページの具体的施策(1)茂原市子ども読書活動推進会議の開催、(2)読書活動を支える人的ネットワークの強化とあり、8ページに読書活動を支える人的ネットワークの強化のなかで様々なボランティアの方にご協力が不可欠とありますが、ボランティアの団体は十分に足りているのでしょうか。

それと学校支援ボランティアさんは充実しているのでしょうか。

生涯学習課長

十分足りているとは言えませんが今後ともボランティアの方の協力をいただきながら進めてまいります。

学校教育課長

学校支援ボランティアにつきましては、色々おりまして交通指導であったり木の伐採であったり、そのなかで図書の関係も入っております。読み聞かせにつきまして子ども達は楽しみにしておりまして、この間もある方が子どもが家に帰りボランティアの方が来て読み聞かせしてくれると本当に楽しいと言っているのを聞いて学校支援ボランティアで読み聞かせを始めたという方がおりま

した。子ども達にとってとても大きな存在でありますが、足りているかと言われますと十分であるとは言えませんが、毎週来ていただいており学校としてはとても貴重な存在であります。

高貫委員 教育長 安藤委員 とても良い活動ですので募集等も目に見える形でお願いしたいと思います。 他にありませんか。

先日、広報を見た時にウェブ図書で貸出しができるとあったのですが、少し 具体的な説明をお願いします。こちらの計画には載っていないと思いますので

生涯学習課長

市で公表させていただいた市立図書館の電子図書サービスにつきましては、駅前の図書館の利用者が100万人達成した記念事業で、運営会社の図書館流通センターの自主事業となっております。この事業はコロナ過で来館できない方への対応も含めて電子図書サービスを開始するということで、費用につきましては、予算の執行残を活用して実施するということです。次年度以降も経費を節減し順次可能な限り図書数を増やしていくという計画でございます。このサービスは一般の方がスマホやタブレットでダウンロードするものではございません。図書館のウェブページから図書を借りますと、繋いでいる時だけ見れるというものです。

安藤委員 生涯学習課長 教育長 利用者はどのくらいですか。

3月22日からの運用開始となっており、現時点で140人程度です。

他の地域でも始まっていると思いますが、他の地域でもダウンロードはできないのですか。

生涯学習課長

同じシステムですのでダウンロードはできないものとなっており、インターネットに繋いでいる時だけ読書ができるというものです。

そのとおりでございます。

教育長 生涯学習課長

実際に確認しておりませんので明確にお答えできませんが、可能かと思います。

教育長 竹田委員 他にありますか。

質問ではございませんが、パブリックコメントの要望の中でも学校司書さんのあり方について非常に期待されているのが分かります。大綱の方でも図書活動の推進とありますので、色々な事情はあると思いますが是非、学校司書さんの充実ということで人を配置できるように進めていただきたいと思います。

学校教育課長

学校司書の配置ですが、子ども達の実際の声もありますし、読む本の数も増えてります。こういう時代ですのでもっと読書好きにさせていきたいと考えます。心の栄養だとも言われまして、市の方で予算も付けていただき、2年度では5名でしたが、3年度では7名となり2名増員となります。

教育長

他にありませんか。なければ議案第10号について採決に入ります。

各委員 教育長 議案第10号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。 異議なし。

議案第10号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。 次に、議案第11号「令和3年度茂原市の教育方針及び重点施策について」説明をお願いします。

教育部長

議案第11号「令和3年度茂原市の教育方針及び重点施策について」ご説明申 し上げます。

令和3年度からの新たな教育施策の大綱に基づいて、教育方針及び重点施策を定め、この方針に基づき各種事業を実施してまいります。

例年、参考資料で新旧対照表をお配りしておりますが、大綱の改定により、 文言や施策の位置等が大幅に修正となっておりますので、今回は作成しており ません。

令和3年度の主な取り組みでございますが、1ページ中段の「(1) 確かな学力の育成」でございますが、本市における特色ある教育を推進するため、本納中学校区の3小学校1中学校において小中一貫教育を実施し、同時に小中一貫教育を検討する組織により、小中一貫教育の進め方について研究、協議してまいります。

次に、3ページ下段をご覧ください。「(5) 情報教育(情報活用能力の育成)の推進」でございますが、令和2年度に整備されたインターネット環境の中、

児童生徒用タブレットPCを活用し、学習活動の充実を図ります。

また、ICT支援員が、授業支援や校内研修などを行うことにより、教員の指導力向上を図るとともに、国のGIGAスクール構想の実現に向けた整備事業を活用し、学校のICT教育の充実を図ってまいります。

次に、5ページ中段の「(4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実」でございますが、3歳児、小学校に入学する児童、幼稚園・こども園や小学校に通う児童を持つ親に子育て等に関する学習の機会を提供し、家庭教育の充実に努めてまいります。

次に、7ページ上段の「(3) スポーツ・レクリエーションの推進」でございますが、「市民ひとり1スポーツ」を目標とし、市民の健康づくり、体力づくりを推進するため、コロナ禍であっても気軽に実施できる「ウォーキング」を推奨し、スポーツを行う習慣をつくる意識啓発に努めてまいります。

次に、8ページをご覧ください。「(2) 安全・安心な教育環境の整備」でございますが、子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、「茂原市学校再編第二次実施計画」を策定し、学校再編を推進してまいります。

活長 議案第11号について質疑をお願いします。

1ページの1番下、部活動指導員の配置を図りとあるが、要望です。柔道の専門家の先生が非常に少ないと、小中体連の方からお聞きしました。部活動指導員を配置するならどの競技ですかと聞くと柔道ですと言われました。是非ご検討いただきたいと思います。

6ページの芸術文化・スポーツの振興の中の令和3年度の取り組みの2番目、歌舞伎、能、狂言、ミュージカルなどこういう機会を提供していただけるということで非常に素晴らしい取り組みだと思いますが、これは各学校で行うものですか。それとも何処かに集めて行うものですか。

小中学生を対象とした音楽鑑賞教室は各学校へ毎年何校か交代で実施しているものです。歌舞伎、能、狂言、ミュージカルにつきましては、一般市民の方を募集しまして鑑賞会をする事業でございますので小中学校を対象としたものではございません。

他にありませんか。 2ページの(3)国際理解教育の推進。オーストラリラの姉妹都市のソルズベリーへ中学生を派遣されていると思いますが、今年度はできなかったと思いますが、来年度はできるかどうかまだ分からないと思いますが、例えばタブレッ

すが、来年度はできるかどうかまだ分からないと思いますが、例えばタブレットやパソコンなどオンラインで世界中の人と繋がることができ交流できると思いますので派遣できなければそういのがあっても良いのかなと思いました。

中学生等海外派遣事業につきましては、今年度実施できませんでした。次年度につきましては、協議会の方をもちまして、方向としてはコロナの状況もありますが、派遣する方向で考えております。最終的には6月に判断しなければいけません。出来なかった場合のオンラインでの交流につきましては、計画をしておりませんが、可能であればということで検討、協議してまいります。

他にありますか。

なければ私の方から一つだけ。高貫委員さんの質問でもありましたが、読取りかたの違いです。大綱もそうでしたが、ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくりというのは、子どものことを考えますが、大綱も教育方針も子どもだけではなく、生涯学習的な意味も含まれているということになります。

他に質問なければ、議案第11号について採決に入ります。

議案第11号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。 異議なし。

議案第11号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。 報告事項に入ります。

報告事項1「茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について」説明をお願いします。

報告事項1「茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について」ご説明申し上げます。

本件は、茂原市社会教育委員長の交代を受けまして、茂原市青少年問題協議会

教育長 高仲委員

髙貫委員

生涯学習課長

教育長 安藤委員

学校教育課長

教育長 教育長

各委員 教育長

生涯学習課長

設置条例第2条第3項の規定に基づき、茂原市長が令和3年2月1日付けで新たに 中田文昭氏を茂原市青少年問題協議会委員に任命したことについて、報告する ものです。

任期につきましては、同条例第3条第1項により、前任者の残任期間である令和3年3月31日までとなります。

教育長

報告事項1についてご質問等ございますか。

(質疑なし)

教育長 教育部次長 報告事項2「教育長職務代理者の指名について」説明をお願いします。報告事項2「教育長職務代理者の指名について」ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、教育長に 事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する教育委員が その職務を行うことと定めており、教育長に事故がある場合などで事務に支障 をきたすことがないよう、教育長があらかじめ教育委員の中から教育長職務代 理者を指名することとされております。

この規定に基づき、「髙貫裕一郎」委員を教育長職務代理者に指名いたしましたのでご報告させていただきます。

教育長職務代理者の任期につきましては、法律で定められていないことから、教育長が新たに教育長職務代理者を指名するまでとさせていただきます。

教育長

報告事項2についてご質問等ございますか。 (質疑なし)

教育長 教育部次長 報告事項3「令和2年度定期監査の結果について」説明をお願いします。報告事項3「令和2年度定期監査の結果について」ご説明申し上げます。

教育委員会の定期監査につきましては、令和2年12月4日から令和3年2月19日まで実施されました。「監査の結果、法令等に適合し、適正かつ正確に執行されていると認められた。事務事業の執行にあたっては、職員一人ひとりが一層の研鑽に努め、効果的かつ合理的な事務事業の推進を図られたい。」との結果を受けましたことをご報告いたします。

教育長

報告事項3についてご質問等ございますか。

(質疑なし)

教育長 教育部次長 報告事項4「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。 教育委員会で共催、後援又は協賛を決定した行事についてご報告いたします

令和3年2月に決定した行事は、「共催」につきまして美術館・郷土資料館で9件でございました。

教育長

報告事項4についてご質問等ございますか。

(質疑なし)

教育長

報告事項5「令和3年第5回(4月定例会)及び第6回(5月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。

教育部次長

令和3年第5回及び第6回の茂原市教育委員会会議の日程についてご報告いたします。

令和3年第5回の4月定例会につきましては、4月28日水曜日、15時より開催いたします。

また、第6回の5月定例会につきましては、5月25日の火曜日、15時より開催いたします。いずれもこちらの9階会議室で行います。

教育長

報告事項5についてご質問等ございますか。

(質疑なし)

教育長

その他、報告はございますか。

教育長

それでは、以上で令和3年第4回茂原市教育委員会会議定例会を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、 ここに署名する。

令和3年5月25日

教育長 内田 達也

署名委員 安藤 明子

署名委員 髙貫 裕一郎